

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

安城市長 三星元人

安城市条例第31号

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例

安城市都市計画税条例（昭和44年条例第20号）の一部を次のように改正する。  
附則第15項中「第34項」を「第33項」に、「第45項」を「第44項」に  
改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。